

競技規則改正の概要

主たる改正点とその説明の概要は、下記のとおりである。

第1条 競技のフィールド

- 人工の表面と天然の表面を組み合わせてフィールドに使用することはできない。
- 競技会は、競技会で使用するフィールドの大きさを（競技規則の範囲内で）決定できる。
- グラウンド上のすべての商業的広告は、境界線から1メートル以上離さなければならない。
- コーナーフラッグにはサッカー協会、競技会などのロゴやエンブレムをつけることができる（広告は認められない）。

第2条 ボール

なし

第3条 競技者（新しい案文名）

- 一方のチームが7人未満の場合、試合を開始や続行することはできない。
- 交代要員が（スローインなど）プレーの再開を行うことはできるが、一度フィールドに入らなければならない。
- 競技者がキックオフ前、キックオフされた後に退場になったときの対応を明確にする。
- 交代要員やチーム役員がプレーを妨害した場合の直接フリーキック（またはペナルティーキック）
- ボールがゴールに入りそうなときに、人（競技者以外の）や物がボールに触れたが、守備側競技者に影響を与えなかった場合、主審は得点を与えることができる。
- 得点があったときにフィールド上に部外者がいて、主審がプレーを再開した場合、得点は有効であり、試合は続行される。

第4条 競技者の用具

- ソックスの外側を覆うテープまたはその他の材質を着用する場合、ソックスと同色でなければならない。
- 偶発的に靴やすね当てが脱げてしまった競技者は、次にプレーを停止するときまでプレーすることができる。
- アンダーショーツは、ショーツの主たる色または裾と同色でなければならない。チームは全員同じ色の服装を着用しなければならない。
- 交代要員と無線通信システムを使用することは禁止される。
- 競技者は用具を交換または正した後、(主審、第4の審判員、または副審から)用具の点検を受け、主審の合図を受けてプレーが進行中でも復帰できる。

第5条 主審

- プレーの再開後または主審がハーフタイムや試合終了後にフィールドから離れた後、決定を変更することはできない。
- 複数の違反が同時に起きたときは、最も重い違反を罰する。
- 主審は、試合前のピッチ点検を開始したときから競技者に退場を命じることができる。
- 主審は試合開始のためフィールドへ入った後、レッドカードとイエローカードを使用できるようになる。
- レッドカードやイエローカードの対象となるファウルにより負傷した競技者は、すばやく負傷の程度の判断や治療ができるのであれば、フィールド上にとどまることができる。
- 主審が使用できる、または使用を認められる用具を規定
- 主審のシグナルの図をガイドラインから本文の部に移動

第6条 その他の審判員(新しい条文名)

- 副審、追加副審、第4の審判員の任務の詳細を規定
- 副審のシグナルの図をガイドラインから本文の部に移動

第7条 試合時間

- アディショナルタイムの理由を加える(例えば、医療上の理由による飲水タイム)。

第8条 プレーの開始および再開

- すべての再開方法を含める(これまでは、キックオフとドロップボールのみ)。
- キックで再開する場合、ボールを明らかに動かしてインプレーにしなければならない。
- キックオフのとき、ボールをどの方向にでもけることができる(これまでは、前方のみ)。
- 主審はドロップボールの結果を指示できない。

第9条 ボールインプレーおよびボールアウトオブプレー

- ボールが審判員からはね返ったとき、ボールの全体が境界線を完全に越えていなければインプレーである。

第10条 試合結果の決定(新しい条文名)

ペナルティーマークからのキック：

- 主審はコインをトスしてゴールを選ぶ(天候、安全などで問題がない限り)。
- 試合終了の笛が鳴ったとき一時的にフィールドを離れていた競技者(例えば、負傷して)も参加できる。
- キックの前のみならずキックを行っている途中でも、両チームの競技者の数は同数でなければならない。
- キック終了時について明確に規定する。
- 競技者がフィールドを離れてもキックは遅らせない。競技者が時間どおりに戻らない場合、キックは無効となる。

第11条 オフサイド

- ハーフウェーラインはオフサイドに関して“両方のハーフに含まれない(中立)”。競技者は相手競技者のハーフにいなければオフサイドにならない。
- 競技者の腕や手はオフサイドの見極めの際に考慮されない(ゴールキーパーも含む)。
- オフサイドによって与えられたフリーキックは、(ボールが蹴られたときの位置でなく)反則となったところで(自分たちのハーフであっても)行う。
- フィールドの外にいる守備側競技者は、守備側チームがボールをクリアするかプレーが停止するまで“プレーに関与して”いる。
- 攻撃側競技者についてはフィールドに復帰するまでは、復帰する位置がオフサイドのポジションとなる。

第12条 ファウルと不正行為

- 身体的接触を伴うファウルが起きたときは、直接フリーキックを与える。
- レッドカードの対象となるファウルが起きたときにアドバンテージを適用した場合、反則を行った競技者がその後のプレーにかかわったとき、間接フリーキックを与える。
- ボールを手または腕で扱う行為の文章表現を変更し、ボールを手または腕で扱うすべての行為がイエローカードの対象ではないとした。
- ペナルティーエリアで決定的な得点の機会を阻止する反則は、イエローカードで罰せられることがある。
- 乱暴な行為をしようとするれば、接触がなくてもレッドカードが示される。

- 相手競技者にチャレンジしていないとき、相手競技者の頭や顔を打てばレッドカードが示される。
- 交代要員、チーム役員、審判員などに対する反則には直接フリーキックを与えることとなった。
- フィールド外でのファウルには、境界線上からの直接フリーキック（自分たちのペナルティーエリアのライン上であればペナルティーキック）を与える。

第13条 フリーキック

- フリーキックを“止める”とフリーキックがけられた後にボールを“インターセプトする”の違い

第14条 ペナルティーキック

- 資格のない競技者が意図的にペナルティーキックをかけた場合、間接フリーキック + イエローカードが示される。
- ボールが後方にけられたときは、間接フリーキックを与える。
- “反則の” フェイントがあったときは、必ず間接フリーキック（およびイエローカード）となる。
- ゴールキーパーが違反を犯し、ペナルティーキックをやり直すことになったときは、ゴールキーパーは警告される。

第15条 スローイン

- 新しい文章で、両手を用いてボールを投げなければならないことが明確になる。

第16条 ゴールキック

- ゴールキックが自分のゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックを与える。
- ゴールキックを行うときにペナルティーエリア内にいた相手競技者は、他の競技者が触れるまでボールをプレーすることができない。

第17条 コーナーキック

- コーナーキックが自分のゴールにけり入れられたときは、相手競技者にコーナーキックを与える。

すべての改正点の詳細 (条番号順)

下記は競技規則の主たる変更であり、英語や表現とは無関係のものである。各変更につき、古い文章表現と、新しく変更されたり追加されたりした文章表現に続き、(必要に応じて) 変更の説明を記載している。

“これまでの文章” の枠内に記載されている文言は、以前の文言そのもの、または以前の文言の意味の概要である。

第1条 競技のフィールド

01.1 人工および天然の表面を組み合わせることはできない

これまでの文章	新しい文章
試合は、競技会規定に基づき、天然または人工の表面のフィールドで行われる。	競技のフィールドは、全体が天然、または、 <u>競技会規定で認められる場合は全体が人工の表面でなければならない。ただし、競技会規定で認められる場合は、人工と天然素材の組み合わせたもの(ハイブリッドシステム)を使用することもできる。</u>

説明

安全上の理由により、競技のフィールドにおいて天然および人工の表面を組み合わせることが認められないことを明確にした。周囲のエリアでは異なる表面が認められる(例えば、副審が走るエリアでの人工芝の使用)。天然の材質と人工の材質の組み合わせを使用することは認められる。

01.2 競技会は、境界線の長さを（第1条の数値の範囲内で）決定できる**追加の文章**

競技会は、上記の大きさの範囲内でゴールラインとタッチラインの長さを決定できる。

説明

第1条で定める大きさの範囲内で、競技会が試合で使用するタッチラインとゴールラインの長さを決定する権限を持っていることを明確にした。

01.3 テクニカルエリア**説明**

テクニカルエリアの情報を規則セクションの末尾から移動

01.4 ゴールラインテクノロジー（GLT）**説明**

GLTの情報を第10条から移動

01.5 グラウンド上の商業的広告**これまでの文章**

チームがフィールドに入場してから（中略）、フィールド、グラウンドのゴールネットで囲まれたエリア、テクニカルエリア内、またはタッチラインの外側1m以内のグラウンドには、有形、無形にかかわらず、どんな形態であっても商業的広告は認められない。

新しい文章

チームがフィールドに入場してから（中略）、フィールド、グラウンドのゴールネットで囲まれたエリア、テクニカルエリア内、または境界線の外側1m（1ヤード）以内のグラウンドには、有形、無形にかかわらず、どんな形態であっても商業的広告は認められない。

説明

グラウンド上のゴールラインおよびタッチライン後方のエリアにおける商業的広告の制限を明確にした。

01.6 コーナーフラッグのロゴおよびエンブレム

これまでの文章	新しい文章
有形、無形にかかわらず、プレー時間中に、FIFA、大陸連盟、加盟協会、リーグ、クラブ、その他の団体を表すロゴやエンブレムをフィールド、ゴールネットとそれに囲まれたエリア、ゴールおよびフラッグポストに付けることは、禁止される。	有形、無形にかかわらず、プレー時間中に、FIFA、大陸連盟、 <u>各国サッカー協会、競技会</u> 、クラブ、その他の団体を表すロゴやエンブレムをフィールド、ゴールネットとそれに囲まれたエリア、ゴールおよびフラッグポストに付けることは、禁止される。 <u>フラッグポストの旗に付けることは、許可される。</u>

説明

- 加盟協会の代わりに各国サッカー協会を使用する。
- 現在の文章表現ではカップ戦が網羅されていないため、リーグの代わりに競技会を使用する。
- これらのロゴはすでに広く使用されており、これらのロゴをフラッグに付けることは、ボールに付けることを認める第2条に沿っている。

第2条 ボール

なし

第3条 競技者

03.1 条文明変更

これまでの条文明	新しい条文明
競技者の数	<u>競技者</u>

説明

新条文明は交代要員などについての内容が含まれることを反映している。

03.2 最小競技者数

これまでの文章	新しい文章
<p>どちらかのチームが7人未満の場合、試合を開始することができない。(中略)</p> <p>どちらかのチームが7人未満の場合、試合を開始することができないとしているが、試合を続ける上での1チームの競技者の最小数については加盟協会の裁量に任せる。しかしながら、国際サッカー評議会は、いずれかのチームが7人未満となった場合、試合を続けるべきではないと考える。</p>	<p>いずれかのチームが7人未満の場合、試合は開始も<u>続行も</u>されない。</p>

説明

試合を続ける上での1チームの競技者の最小数に関する国際サッカー評議会の勧告が規則となった。これは試合を開始する上での最小競技者数と一致している。

03.3 交代要員による再開

これまでの文章	新しい文章
<p>フィールドに足を踏み入れず、交代の手続きを完了していない交代要員は、スローインやコーナーキックを行ってプレーを再開することができない。</p>	<p>交代要員は、<u>一度フィールドに入ってから、プレーの再開に参加できる。</u></p>

説明

交代要員はフィールドに入った後にコーナーキックやスローインを含めた再開を行えることを明確にした。“旧”文章表現では、プレーを再開してからでないと交代要員が再開を行うことはできないと誤解される場合があったためである。

03.4 氏名を登録された競技者に代わって、氏名を登録された交代要員がスタメン出場する

これまでの文章	新しい文章
試合開始時に、主審に交代を通知することなく、氏名を登録された競技者に代わって氏名を登録された交代要員がフィールドに入った場合。 <ul style="list-style-type: none">主審は登録された交代要員が続けて試合に参加することを認める。(中略)	主審に交代を通知することなく、氏名が届けられた競技者に代わって氏名が届けられた交代要員が先発出場した場合： <ul style="list-style-type: none">主審は氏名が届けられた交代要員を続けて試合に参加することを認める。(中略)

説明

氏名を登録された競技者が試合前に交代要員と“交代した”場合、その交代された競技者は遅れて到着したと同時に交代要員となることができることを明確にした。これは“交代要員がフィールドに入ったとき”より、“試合が開始されたとき”有効になるとした方が理にかなっている。

03.5 フィールド上の部外者 - 退場した競技者の立場

これまでの文章	新しい文章
競技者、交代要員またはチーム役員としてチームリストに記載されていない者は、外的要因とみなされる。退場を命じられた競技者も同様。	競技者、交代要員またはチーム役員としてチームリストに氏名が記載されていない者は、 <u>外的要因とみなされる。</u>

説明

退場を命じられた競技者は交代要員と同様に扱い、(退場した) 競技者がフィールドに復帰した場合はフリーキックで罰せられるとした方が理にかなっている。

03.6 交代要員およびチーム役員による違反

これまでの文章	新しい文章
交代要員または交代して退いた競技者が主審の承認なくフィールドに入った場合、 <ul style="list-style-type: none">主審がプレーを停止した場合は、(中略) 間接フリーキックでプレーは再開される (中略) チーム役員がフィールドに入った場合、 <ul style="list-style-type: none">主審が試合を停止した場合は、(中略) ドロップボールによりプレーを再開させなければならない (中略)	次のものがプレーを妨害しており、プレーが停止された場合： <ul style="list-style-type: none"><u>チーム役員、交代要員、交代して退いた競技者または退場を命じられた競技者の場合、直接フリーキックまたはペナルティーキックによりプレーを再開する。</u>

説明

交代要員やチーム役員がフィールドに入ってプレーまたは相手競技者を妨害する（例えば、得点を阻止する）問題が増えている。これは明らかに“不正”であり、直接フリーキック（または、自分たちのペナルティーエリア内であればペナルティーキック）の方が適切である。

03.7 キックオフ前または後に退場を命じられた競技者**追加の文章**

退場を命じられた競技者は：

- チームリスト提出前に退場を命じられた場合は、いかなる資格があってもチームリストに氏名を届けことができない。
- チームリストに氏名が記載された後、キックオフ前に退場を命じられた競技者は、氏名が届けられた交代要員から補充することができるが、その交代要員の補充をすることはできない。また、そのチームの交代の回数は減らされない。
- キックオフ後に退場を命じられた競技者の補充はできない。

説明

退場を命じられた競技者を交代させることができるかを明確にした。

03.8 交代要員やチーム役員や外的要因が、ゴールに入りそうなボールに触れた場合の影響**これまでの文章**

上記3.6で概要を述べた状況において、「侵入者」がプレーを妨害している、またはボールに触れた場合、主審はプレーを停止しなければならない。

外的要因がフィールドに入った場合：

- 主審は、試合を停止しなければならない（ただし、外的要因がプレーを妨害していなかった場合は、ただちに停止しない）

新しい文章

ボールがゴールに入りそうで、その妨害が、守備側競技者がプレーするのを妨げておらず、（ボールとの接触があっても）ボールがゴールに入った場合は、相手競技者のゴールに入ったのでなければ、得点を認める。

説明

この変更により、“公正・公平なプレー（フェアプレー）”の考え方にに基づき、得点を阻止しようとする試みが成功しなかった場合、主審はアドバンテージの原則を適用し、得点を与えることが出来るようになった（3.9を参照）。

03.9 得点があったときにフィールド上に部外者がいた場合

これまでの文章

得点があったのちでプレーが再開される前に、主審が、得点があったときにフィールド上に部外者がいたことに気がついた場合、

- 主審は、次の場合、得点を認めてはならない。
 - ▶ 部外者が外的要因であり、プレーを妨害していた
 - ▶ 部外者が得点したチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者またはチーム役員であった。

新しい文章

得点后、プレーが再開される前に、主審が、得点があったときにフィールド上に部外者がいたことに気がついた場合：

- 主審は、部外者が次の場合、得点を認めてはならない：
 - ・ 得点したチームの競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者またはチーム役員であったとき
 - ・ 外的要因であり、その者がプレーを妨害し、上記“フィールド上の部外者”で示すような得点の結果とならなかったときプレーは、ゴールキック、コーナーキックまたはドロップボールによって再開される。
(中略)

得点后、プレーが再開されたのち、主審が、得点があったときにフィールド上に部外者がいたことに気がついた場合、得点を認めなければならない。その部外者がフィールド上にいる場合、主審は次のことをしなければならぬ：

- プレーを停止する。
- 部外者を退出させる。
- ドロップボールまたは必要に応じてフリーキックでプレーを再開させる。

主審は、関係機関にこの事実について報告しなければならない。

説明

- (上記) 3.8の基本原則を組み込んだ。
- 得点があったときにフィールド上に部外者がいて、プレーが再開されていない場合にどう再開するかを明確にした。
- 得点があったときにフィールド上に部外者がいて、プレーが再開されていた場合に、主審は試合を続けさせなければならない、得点を取り消す、あるいは得点があってから部外者に気づくまでの時間を“無効にする”ことはできないことを明確にした。

03.10 チームのキャプテンについて (第12条より)**追加の文章**

チームのキャプテンは、なんら特別な地位や特権を与えられているものではないが、そのチームの行動についてある程度の責任を有している。

説明

これは第12条より第3条で記述した方が理にかなっている。

第4条 競技者の用具**04.1 ソックスの外部に付ける／覆うテープ／材質****これまでの文章**

競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり (中略)

- ストッキング — テープまたは同様な材質のものを外部に着用する場合、それは着用する部分のストッキングの色と同じものでなければならない。

新しい文章

- ソックス — テープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、それは着用するまたは覆う部分のソックスの色と同じものでなければならない。

説明

ソックスと異なる色の足首までのソックス (または類似のもの) を着用する競技者もいる。このようなテープ以外の材質のものをソックスの上に着用する場合、ソックスと同じ色でなければならないことを明確にした。

日本協会の解説

新しい競技規則では“ソックス”という表現となったが、これまでの“ストッキング”と同等のものを示している。

04.2 靴やすね当てが脱げたとき

これまでの文章	新しい文章
競技者の靴が脱げてしまった直後にボールをプレーする、また得点をした場合、(中略) 得点を認める。	競技者の靴やすね当てが偶発的に脱げてしまった場合、次にボールがアウトオブプレーになる前に、できるだけ速やかに着用させなければならない。それをする前に競技者がボールをプレーする、または、得点をした場合、得点を認める。

説明

ボールが次にアウトオブプレーになる前に、靴をすばやく交換しなければならないことをより明確にした。すね当てにもこの基本原則を適用することは理にかなっている。

04.3 アンダーシャツの色

これまでの文章	新しい文章
競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり、それぞれに個別のものである。 <ul style="list-style-type: none">• 袖のあるジャージーまたはシャツ——アンダーウエアを着用する場合、その袖の色はジャージーまたはシャツの主たる色と同じでなければならない。• ショーツ——アンダーショーツまたはタイツを着用する場合、それらはショーツの主たる色と同じものでなければならない。	競技者が身につけなければならない基本的な用具は次のものであり、それぞれに個別のものである： <ul style="list-style-type: none">• 袖のあるシャツ• ショーツ アンダーシャツは、シャツの袖の主たる色と同じ色でなければならない。アンダーショーツおよびタイツは、ショーツの主たる色、または、ショーツの裾の部分と同じ色でなければならない。同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。

説明

- アンダーウエアの代わりにアンダーシャツという表現を使用する。
- 現在、メーカーでは部分(裾)の色が異なるショーツを製造している。規則変更により、アンダーショーツやタイツはショーツまたは“裾”と同じ色を認めるが、チームは全員が同じ色の服装を着用しなければならない。

04.4 帽子

これまでの文章	新しい文章
危険でない保護用具（中略）スポーツめがねと同様に認められる。	危険でない保護用具（中略） <u>ゴールキーパーの帽子</u> やスポーツめがねと同様に認められる。

説明

帽子について記載することにより、競技規則で帽子の使用を認めた。

04.5 競技者（交代要員を含む）との電子通信システムの使用

これまでの文章	新しい文章
競技者間、または競技者とテクニカルスタッフとの間の電子通信システムの使用は、認められない。	競技者（交代要員および交代して退いた競技者、 <u>退場を命じられた競技者を含む</u> ）間、テクニカルスタッフ間、または、競技者とテクニカルスタッフとの間のあらゆる形式の電子通信システムの使用は、認められない。

説明

交代要員との間での電子通信システムの使用は、認められないことを明確にした。

04.6 用具を交換した／正した後の競技者の復帰

これまでの文章	新しい文章
<p>本条に関する違反があった場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> 用具を正すためにフィールドを離れるように求められた競技者は、主審の承認なくフィールドに復帰してはならない。 主審は、競技者のフィールドへの復帰を認める前に用具が正されたことを点検する。 競技者は、ボールがアウトオブプレーのときのみフィールドへの復帰が認められる。 	<p><u>用具を正す、または、取り替えるためにフィールドを離れた競技者は：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 審判員に用具を点検されてから、復帰が認められる。 主審の承認を受けて初めてフィールドに復帰できる（<u>承認はプレーが進行中でも行うことができる</u>）。

説明

(靴の交換などで)フィールドから離れようとする競技者がプレー中に復帰できるかどうか、競技規則で明確になっていなかった。新しい文章表現では、第4の審判員や副審が用具を点検でき、フィールドから離れる理由にかかわらず、競技者は負傷した後に復帰する場合と同様に扱われる。これは競技のため、また対立や煩雑さを減らすために役立つ。

日本協会の解説

用具の交換等のために主審の承認を得てフィールドの外へ出た競技者は、ボールがアウトオブプレーにならなければフィールド内へ復帰できないとしていたが、今回の改正により、負傷者のフィールドへの復帰と同様に、ボールがインプレー中であってもフィールドへ復帰できることが明確になった。これにより、副審や第4の審判員による用具等の確認が行われ、ボールインプレー中であっても主審の承認があればフィールドへ復帰できることになる。

第5条 主審

05.1 主審の決定 - 判断と裁量

追加の文章

決定は、主審が競技規則および“サッカー競技の精神”に従ってその能力の最大を尽くして下し、適切な措置をとるために競技規則の枠組の範囲で与えられた裁量権を有する主審の見解に基づくものである。

説明

競技規則全般にわたって“主審の見解”や“主審の裁量により”といった表現があるため、この声明により“主審の見解や裁量により”と繰り返し述べる必要がなくなる。“サッカー競技の精神”のコンセプトは競技規則の中で表現されている。

05.2 主審の決定 - 決定を変更できないとき

これまでの文章

プレーを再開する前、または試合を終結する前であれば、主審は、その直前の決定が正しくないことに気づいたとき、または主審の裁量によって副審または第4の審判員の助言を採用したときのみ、決定を変えることができる。

新しい文章

プレーを再開した後、主審が前半または後半(延長戦を含む)終了の合図をしてフィールドを離れた後、または、試合を終結させた後は、主審がその直前の決定が正しくないことに気づいても、または、その他の審判員の助言を受けたとしても、決定を変えることができない。

説明

主審が前半または後半終了の合図を出し、フィールドを離れた後は、ハーフタイムのインターバル中などに新たな情報が判明した場合でも、決定を変更できないことを明確にした。

05.3 複数の違反が同時に起きたとき

これまでの文章	新しい文章
<ul style="list-style-type: none"> 1人の競技者（または同じチームの競技者）が同時に2つ以上の反則を犯した場合、より重大な反則を罰する。 異なったチームの競技者が反則を犯した場合、主審はプレーを停止し、ドロップボールによりプレーを再開しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>同時に2つ以上の反則が起きたときは、罰則、負傷のひどさ、戦術的影響の面から、より重いものを罰する。</u>

説明

競技者が1人か複数か、またはどちらのチームの競技者なのかは問題にすべきではなく、最も重大な反則が罰せられるべきである。第14条にも同じ変更が含まれる。

05.4 試合前のフィールド点検以降に懲戒処置をとる権限（12.8を参照）

これまでの文章	新しい文章
<p>主審は、フィールドに入ったときから試合終了の笛を吹いたのちフィールドを離れるまで、懲戒の罰則を行使する権限をもつ。</p>	<p>主審は、<u>試合前のフィールド点検のためにフィールドに入ったときから試合（パネルティーマークからのキックを含む）終了後にフィールドを離れるまで、懲戒処置を行使する権限をもつ。試合開始時にフィールドに入る前に競技者が退場となる反則を犯した場合、主審はその競技者を試合に参加させないようにする権限を持つ（第3条6項参照）。主審はその他の不正行為を報告する。</u></p>

説明

新しい文章表現では、いつから主審が処置をとる権限をもつのかを正確に特定している。これまでの第12条の文章表現は、試合前のウォーミングアップがないときや両チームが一緒にフィールドに入らない等のときを想定している。たとえば、2人の競技者が入場通路で、または試合前のウォーミングアップ中にけんかをした場合、試合のコントロールに危険が及ぶことや、競技のイメージにとって良くないことから、この2人がプレーするのを認めないことは理にかなっている。

フィールド点検の間、主審はマーキングの変更などを行うことができる。そのため、競技者に“退場を命じる”権限はこのときから始まるとするのが理にかなっている。試合前の退場までに至らない反則については、報告することとする。よって、試合前にはイエローカードを示すことはできないし、試合開始後に持ち越すことができない(12.8も参照)。

日本協会の解説

主審がスタジアムに到着後、フィールドの点検時から懲戒処置を行使できることが明確になった。カードの提示については、従来どおり、試合開始時にフィールドに入ったときからであることに変更はない。

05.5 レッドカードおよびイエローカードを示す権限

これまでの文章

ハーフタイムまたは試合終了後、同様に延長戦やペナルティーマークからのキックが行われている間であっても、試合は主審の管轄下にあるのであるから、主審はイエローカードやレッドカードを示す職権を持つ。

新しい文章

ハーフタイムのインターバル、延長戦、ペナルティーマークからのキックが行われている間を含め、試合開始時にフィールドに入ってから試合終了後まで、主審はイエローカードやレッドカードを示す職権を持つ。

説明

(5.4を踏まえて)主審は試合開始時にフィールドに入ってから、レッドカードおよびイエローカードを使用できるようになることを明確にした。

05.6 イエローカードやレッドカードの対象となる反則があった後、競技者はフィールド上ですばやく負傷の程度の判断と治療を受けられる

これまでの文章

主審が(中略)競技者が重傷を負ったと判断した場合、試合を停止し、確実に負傷者をフィールドから退出させる。負傷した競技者がフィールド上で治療を受けることはできず、試合が再開されたのちにのみフィールドに復帰できる。(中略)

フィールドから退出する要件につき、次の場合のみ例外とする。

- ゴールキーパーが負傷したとき。

- ・ ゴールキーパーとフィールドプレーヤーが衝突し、即座の対応が必要なとき。
- ・ 同じチームの競技者が衝突し、即座の対応が必要なとき。
- ・ 重篤な負傷が発生したとき。

追加の文章

- ・ 相手競技者が警告される、または、退場を命じられるような身体的反則（例えば、無謀な、または、著しく不正なファウルとなるチャレンジ）の結果として競技者が負傷したが、負傷の程度の判断と治療がすばやく完了できるとき

説明

競技者が著しく不正なファウルにより負傷し、トレーナーやドクターがその場にきたとき、その競技者がフィールドから離れなければならないことにより反則を犯したチームが多大な利益を得ることは、不正だと広く考えられている（実践的ガイドラインを参照）。

日本協会の解説

競技者がフィールド上で治療を行える例外規定が追加された。警告や退場となる身体的な反則であることや、すばやく処置を完了できることという条件に留意する必要がある。

05.7 ゴールに入りそうなボールに外的要因が触れることの影響

これまでの文章

試合中、試合球以外のボール、その他の物、または動物がフィールドに入った場合、主審は、

- ・ プレーの邪魔になった場合に限り、試合を停止しなければならない。プレーは、ドロップボールにより再開されなければならない。

新しい文章

- ・ 試合中、試合球以外のボール、その他の物、または動物がフィールドに入った場合、主審は：
 - － プレーが妨害された場合に限り、プレーを停止（ドロップボールにより再開）しなければならない。ただし、ボールがゴールに入りそうで、その妨害が、守備側競技者がプレーするのを妨げておらず、（ボールとの接触があっても）ボールがゴールに入った場合は、相手競技者のゴールに入ったのでなければ、得点を認める。

説明

第5条を第3条の変更と一致させた（3.8を参照）。

05.8 主審の用具

追加の文章

基本的な用具

- 笛
- 時計
- レッドカードとイエローカード
- ノート（または試合を記録するためのその他の道具）

その他の用具

主審は、以下のものを使用することが認められる：

- その他の審判員との通信のための用具。例えば、ブザー／ビープフラッグ／ヘッドセットなど
- 電子的パフォーマンス・トラッキングシステム（EPTS）またはその他のフィットネスモニタリング機器

主審およびその他の審判員は、装身具またはその他の電子機器を着用することができない。

説明

第4条から移動。審判員が使用できる用具を明確にした。

第6条 その他の審判員

06.1 条文明変更

これまでの条文明	新しい条文明
副審	<u>その他の審判員</u>

説明

その他すべての審判員（副審、第4の審判員、追加副審、リザーブ副審）の任務は現在、本条に含まれている。

06.2 その他の審判員に対する主審の権限

追加の文章

その他の審判員は、主審の指示に従って活動する。

説明

主審のリーダーシップを強調した。

06.3 その他の審判員による主審への援助**追加の文章**

その他の審判員は、主審がフィールド、ボール、競技者の用具を点検する際（すでに問題が解決されている場合も含む）、また時間、得点、不正行為などの記録をする際に援助する。

説明

主審に対する通常の援助について定めた条文の初めの方で記述することにより、各審判員のセクションで繰り返すのを避けた。

06.4 審判員が職務を行えなくなったときの手続き**これまでの文章**

競技会の主催者は、競技会開始に先立って、主審がその職務を続行することができなかった場合に、第4の審判員が主審として務めるのか、第1副審または上級の追加副審が主審となって第4の審判員が副審を務めるのかを明確にしておく。

新しい文章

競技会規定は、競技会開始に先立って、審判員がその職務を開始または続行することができない場合に、誰が審判員と交代するのか、またこれに伴う交代について明確にしなければならない。特に、主審がその職務を続行できない場合、第4の審判員、上級の副審、または、上級の追加副審のうち誰が主審を務めるのかを明確にする必要がある。

説明

文章表現を簡略化し、それぞれの状況を羅列する必要性をなくした。

06.5 第4の審判員の任務**追加の文章**

第4の審判員の援助には次のものが含まれる：(中略)

- 競技者と交代委員の用具の点検 (中略)
- 前半、後半 (延長戦を含む) の終了時に主審がプレーに追加しようとする最小限のアドিশョナルタイムの表示

説明

第4の審判員が通常行う仕事を追加した。

第7条 試合時間

07.1 アディショナルタイム

追加の文章

主審は、下記のように前半、後半に空費されたすべての時間を追加する：

- ・ 負傷した競技者の負傷の程度の判断やフィールドからの退出（中略）
- ・ 競技会規定で認められる、飲水やその他医療上の理由による停止

説明

これらは、通常アディショナルタイムとして考慮する事例として追加したものである。特に、競技会規定で定められた“飲水タイムやCooling Breaks等”を加え、競技規則としてこれを取ることが正当であることを示した。

第8条 プレーの開始および再開

08.1 すべての再開の包括

追加の文章

(直接または間接)フリーキック、ペナルティーキック、スローイン、ゴールキック、コーナーキックはその他の再開方法である(第13～17条を参照)。

説明

再開についての条文にキックオフとドロップボールしか含まれないのは(特に審判員以外にとつて)理にかなっていないため、その他のプレーの再開も加えた。

08.2 ボールがインプレーでないときの違反

追加の文章

ボールがインプレーでないときに違反が起きた場合、プレーの再開方法は、変更しない。

説明

ボールがインプレーでないときに起こった出来事(例えば、コーナーキックの前に相手競技者を押さえる、フリーキックが与えられた後の乱暴な行為など)の影響で再開の方法を変更してはならないと明確にした。

08.3 キックオフ：ボールをインプレーにするためには明らかに動かさなければならない；どの方向にでもけることができる

これまでの文章	新しい文章
<ul style="list-style-type: none"> ボールは、けられて前方に移動したときインプレーとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ボールは、<u>けられて明らかに動いたときインプレーとなる。</u>

説明

キックオフの際にボールをいずれの方向にも動かせることになり、攻撃側競技者がボールを受けるために相手競技者のハーフにいるという競技規則で認められない行為を抑制できる。他の条文と同様、ボールは明らかに動かさなければならず、それにより競技者がボールに軽く触れるだけで済ませることや、キックがまだ行われていないふりをする反スポーツ的行為を防ぐ。

08.4 ドロップボールの位置

追加の文章

主審は、プレーを停止したときにボールがあった位置でボールをドロップする。ただし、ボールがゴールエリア内にあるときにプレーを停止した場合、ボールは、プレーを停止したときにボールがあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上でドロップする。

説明

ここで明確に記述することで、現行の他の条文で重複して出てくるのを防ぐ。

08.5 主審はドロップボールの結果を決定できない

これまでの文章	新しい文章
主審はドロップボールに参加する競技者を決めることはきない。	<u>何人の競技者でもドロップボールに参加できる（ゴールキーパーを含む）。</u> 主審は誰がドロップボールに参加してよいか、また、 <u>ドロップボールの結果</u> について指示できない。

説明

主審はドロップボールを意図したとおりにやらせるべきではないことを明確にした。

08.6 ドロップボールがけられて直接ゴールに入った場合

これまでの文章	新しい文章
ボールが（中略）直接ゴールに入った場合（中略）	ドロップされたボールが2人以上の競技者に触れることなくゴールに入った場合（中略）

説明

“直接”の代わりに“2人以上の競技者に触れることなく”という文言を使用することで状況をより明確にし、その他の条文の文章表現と一致させた。

第9条 ボールインプレーとボールアウトオブプレー

09.1 審判員からはね返ったボール

これまでの文章	新しい文章
これ以外、ボールは、次の場合も含めてつねにインプレーである。 <ul style="list-style-type: none">ボールがゴールポスト、クロスバー、コーナーフラッグポストからはね返ってフィールド内にある。ボールがフィールド内にいる主審または副審からはね返る。	これ以外、ボールは、 <u>審判員</u> 、ゴールポスト、クロスバー、コーナーフラッグポストからはね返ってフィールド内にある場合も含めてつねにインプレーである。

説明

フィールド外ぎりぎりにいる審判員（副審、追加副審）からボールがはね返ったが、完全にラインを越えていない場合、ボールは引き続きインプレーであることを確認した。

第10条 試合結果の決定

10.1 条文名変更

これまでの条文名	新しい条文名
得点の方法	<u>試合結果の決定</u>

説明

ペナルティーマークからのキック、アウェーゴールなどを本条に含めた。

10.2.1 ペナルティーマークからのキック (KFPM) を行う際のゴールの選択

これまでの文章	新しい文章
主審は、キックを行うゴールを選ぶ。ペナルティーマークからのキックのために使用しているペナルティーエリアは、ゴールまたはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り変更することができる。	主審は、その他に考慮すべきこと（例えば、グラウンド状態、安全など）がない限り、コインをトスしてキックを行うゴールを決定する。ゴールは安全上の理由、あるいは、ゴールまたはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り変更することができる。

説明

一方にはホームチームのサポーター、他方にはアウェーチームのサポーターがいるため、主審にとって、どちらのゴールを使用するか決定するのは困難である。すべてに優先する事項（警備、フィールド状態など）次第でもあるが、最も公正な方法はコイントスである。

10.2.2 資格ある競技者（一時的にフィールドから離れている者を含む）

これまでの文章	新しい文章
上記の例外を除いて、延長戦のある場合はそれを含めて、試合終了時にフィールドにいた競技者のみにペナルティーマークからのキックを行う資格が与えられる。	負傷したゴールキーパーに代わる交代要員を除いて、試合終了時にフィールド上にいた競技者、または一時的に（負傷、用具を直すためなどで）フィールドから離れていた競技者のみにペナルティーマークからのキックを行う資格が与えられる。

説明

一時的に（負傷、用具を直すためなどで）フィールドから離れていた競技者は、ゴールキーパーと代った交代要員と同様、正当に参加資格があることを明確にした。

10.2.3 ペナルティーキックを行う競技者の指名と順番

これまでの文章	新しい文章
それぞれのチームは試合終了時にフィールド上にいた競技者からキッカーを選出するとともにキックを行う順番を決めなければならない。	それぞれのチームが参加資格のある競技者からキッカーを選び、キックを行う順番を決める。 順番を主審に通知する必要はない。

説明

キッカーの氏名やキックの順番を主審に通知する必要はないことを明確にした（氏名を尋ねたり、順番を入れ換えるのを止めたりすることは正しくない）。

10.2.4 同数の競技者

これまでの文章

- 試合が終了し、ペナルティーマークからのキックを行う前に、一方のチームの競技者数が相手チームより多い場合、競技者の多いチームは相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らさなければならない。チームの主将は、除外するそれぞれの競技者の氏名と選手番号を主審に通知しなければならない。
- ペナルティーマークからのキックを行っているときに競技者が負傷し、または退場を命じられて一方のチームが1人少なくなった場合でも、主審はもう一方のチームのキックを行う競技者数を減らさない。両チームの競技者数を同じとすることが求められているのはペナルティーマークからのキックを始めるときだけである。

新しい文章

試合が終了したとき、ペナルティーマークからのキックを行う前、または進行中に、一方のチームの競技者数が相手チームより多い場合、競技者の多いチームは相手競技者数と等しくなるように競技者数を減らし、除外するそれぞれの競技者の氏名と番号を主審に通知しなければならない。

説明

これにより、ペナルティーマークからのキックを開始する際に“公平・公正なプレー（フェアプレー）”の基本原則を適用することになる。つまり、一方のチームのキッカー数が相手チームより少ないために、相手チームの1巡目の最後に“最も劣っている”キッカーがけるときに自分たちのチームの“最も優れている”キッカーが2巡目のキックをけることで、利益を得ることがあってはならない。

10.2.5 ゴールキーパーがプレーを続けられなくなったとき**これまでの文章**

ペナルティーマークからのキックの進行中にゴールキーパーが負傷してゴールキーパーとしてのプレーが続けられなくなったとき、そのチームが競技会規定に定められた最大数の交代を完了していない場合であれば、氏名を届けられている交代要員と交代することができる。

新しい文章

ペナルティーマークからのキックの前または進行中に、ゴールキーパーがプレーを続けられなくなったとき、そのチームが競技会規定に定められた最大数の交代を完了していなければ、氏名を届けられている交代要員、または競技者数を等しくするために除外された競技者と交代できるが、そのゴールキーパーはそれ以降参加できず、キッカーを務めることもできない。

説明

ゴールキーパーはプレーを続けられなくなった場合、いつでも交代要員（または競技者数を等しくするために除外された競技者）と代わることができるが、キッカーは務められないことを明確にした。

10.2.6 ペナルティーキックが完了するとき（14.3も参照）**追加の文章**

キックは、ボールの動きが止まったとき、ボールがアウトオブプレーになったとき、または競技規則の違反があって主審がプレーを停止したときに完了する。

説明

キックがいつ完了したかについての主審の判断基準を明確にした（14.3も参照）。

10.2.7 キッカーの順番**追加の文章**

- それぞれのキックは異なる競技者によって行われ、資格あるすべての競技者がキックを行わなければならない、その後はいずれの競技者でも2本目のキックを行うことができる。
- 上記の基本原則はその後続けて行われるキックにも適用されるが、チームはキッカーの順番を変更することができる。

説明

そのチームの全てのキッカーが同数のキックを行ってからでないと、各キッカーは2本目以降のキックを行うことができない、また、キックが次の“ラウンド（巡目）”に入ってから順番は変更できることを明確にした。

10.2.8 フィールドから退出する競技者

追加の文章

ペナルティーマークからのキックは、競技者がフィールドから離れたことで遅らせてはならない。競技者がキックを行うときまでに復帰しない場合、その競技者のキックは無効（無得点）となる。

説明

競技者がフィールドから離れた場合、主審はペナルティーマークからのキックを遅らせてはならないこと、競技者が時間どおりに復帰しなければ、キックは無効となることを明確にした。こういった潜在的に不正な行為（監督からの指示、意図的な遅延、八百長など）を止めることが重要である。

第11条 オフサイド

11.1 ハーフウェーラインの考え方

これまでの文章

競技者は、次の場合オフサイドポジションにいないことになる。

- 競技者がフィールドの自分のハーフ内にいる。または（中略）

新しい文章

競技者は、次の場合オフサイドポジションにいないことになる：

- 頭、胴体、または足の一部でも相手競技者のハーフ内にある（ハーフウェーラインを除く）。

説明

オフサイドの判断をする場合、ハーフウェーラインは“中立（どちらのハーフにも含まれない）”であることを明確にした。つまり、競技者の身体の一部が（ハーフウェーラインを除く）相手競技者のハーフ内であればオフサイドポジションにいないことになる。

日本協会の解説

基本的にハーフウェーラインは、それぞれ相手または自分のハーフに含まれると解釈される。ただし、オフサイドの判断をする場合に限り、どちらのハーフにも含まれない（中立）と解釈する。

11.2 競技者の腕の考え方

追加の文章

競技者は、次の場合オフサイドポジションにいないことになる：

- 競技者の頭、胴体、または足の一部でも、ボールおよび後方から2人目の相手競技者より相手競技者のゴールラインに近い場合。

ゴールキーパーを含むすべての競技者の手および腕は含まれない。

説明

オフサイドの判定の際、守備側競技者、攻撃側競技者、ゴールキーパーの手および腕が含まれないことを明確にした。

11.3 ボールがプレーされたときに反則とならない位置

これまでの文章	新しい文章
ボールが味方競技者によって触れられるかプレーされた瞬間にオフサイドポジションにいる競技者は、次のいずれかによってそのときのプレーにかかわっていると主審が判断した場合にのみ罰せられる（中略）	ボールが味方競技者によってプレーされたか触れられた瞬間にオフサイドポジションにいる競技者は、次のいずれかによってそのときのプレーにかかわっている場合にのみ罰せられる（中略）

説明

競技者はボールがプレーされたときに（オフサイドの）ポジションにいたかどうかを判断されることを明確にした。ボールが味方競技者によってプレーされた後（プレーされた瞬間ではなく）に反則となることになる（例えば、ゴールキーパーがセーブした後にオフサイドポジションにいた競技者が得点した場合、その競技者はボールが（味方競技者によって）プレーされた後に反則を犯したことになる）。

11.4 はね返りまたはセーブの後の反則

これまでの文章	新しい文章
その位置にいることによって利益を得る。 <ul style="list-style-type: none"> ゴールポストやクロスバー、または相手競技者からはね返った、またはそれらに当たって方向が変わってきたボールをプレーすること。 相手競技者が意図的にセーブしたボールを（中略） 	その位置にいることによって、次の場合にボールをプレーして利益を得る、または相手競技者を妨害する： <ul style="list-style-type: none"> ボールが、ゴールポスト、クロスバーまたは相手競技者からはね返った、あるいは、それらに当たって方向が変わってきた。 ボールが、相手競技者によって意図的にセーブされた。

説明

はね返った、方向が変わってきた、または、セーブされた後に“相手競技者を妨害する”のはオフサイドの反則だと明確にした。

日本協会の解説

これまで“Interfering with”を“干渉する”と訳していたが、オフサイドになる反則の考え方や解釈が変わってきたため、これを“妨害する”と訳すこととした。

11.5 フリーキックの位置

これまでの文章	新しい文章
P36 - オフサイドの反則があった場合、主審は違反の起きた場所から行う間接フリーキックを相手チームに与える。	オフサイドの反則があった場合、主審は、その競技者のハーフであっても、反則の起きたところから行われる間接フリーキックを与える。

P. 111 - オフサイドの反則が起きたとき、主審は、味方競技者の1人が、オフサイドの反則を犯した競技者に対して最後にボールをプレーしたときに、オフサイドの反則を犯した競技者がいた場所から行われる間接フリーキックを与える。

説明

これまでの条文と解釈は矛盾していた。競技規則全般にわたる基本原則としてフリーキックは反則が起きた場所で与えられるため、オフサイドにもそれは適用される。競技者が相手競技者のハーフ内のオフサイドポジションから自分のハーフ内に移動してオフサイドの反則を犯した場合、フリーキックは競技者のハーフ内で与えることができる。

11.6 フィールド外にいる守備側競技者

これまでの文章

どのような理由があっても、主審の承認なくフィールドを離れた守備側競技者は、オフサイドの判断のため、プレーが次に停止されるまで、自分のゴールラインかタッチライン上にいるものとみなされる。その競技者が意図的にフィールドを離れた場合は、ボールが次にアウトオブプレーになったとき警告されなければならない。

新しい文章

主審の承認なくフィールドを離れた守備側競技者は、オフサイドの判断のため、プレーが次に停止されるまで、または、守備側チームがボールをハーフウェーラインに向かってプレーし、ボールが自分たちのペナルティエリアから出るまで、ゴールラインかタッチライン上にいるものとみなされる。その競技者が意図的にフィールドを離れた場合は、ボールが次にアウトオブプレーになったとき警告されなければならない。

説明

負傷した守備側競技者がフィールドを離れることにより、プレーが停止するまで“全員がオンサイドになる”ことは不公平である。新しい文章表現では、守備側競技者が、プレーのどの段階でオフサイドの対象から外れたとみなされるかを定めた。

11.7 フィールド外にいる攻撃側競技者

これまでの文章	新しい文章
<p>オフサイドのポジションにいる競技者が、そのときのプレーに関わっていないことを主審に示すためフィールドの外に出ることは反則ではない。しかしながら、競技者が戦術的な理由でフィールドを離れ、フィールドに復帰することで不正に利益を得たと主審が判断した場合、競技者は反スポーツ的行為で警告されなければならない。フィールドに復帰するために、競技者は主審の承認を求めなければならない。</p>	<p>攻撃側競技者は、そのときのプレーにかかわらないようにするため、フィールドの外に踏み出る、または、外にとどまることができる。次にプレーが停止する、または、<u>守備側チームがボールをハーフウェーラインに向かってプレーしてペナルティーエリアから出るまでに</u>、その競技者がゴールラインから復帰してプレーにかかわった場合、<u>オフサイドの判断のため</u>、その競技者はゴールライン上にいたとみなされる。意図的にフィールドから離れた競技者が主審の承認なしに復帰し、オフサイドで罰せられず利益を得た場合は、警告されなければならない。</p>

説明

フィールドから離れた、またはフィールド外にとどまり、その後復帰した攻撃側競技者をどう扱うかを明確にした。

11.8 ゴール内にいる攻撃側競技者

これまでの文章	新しい文章
<p>ボールがゴールに入ったとき攻撃側競技者がゴールポスト間のゴールネット内で動かずにいた場合、得点は認められなければならない。しかしながら、攻撃側競技者が相手競技者を惑わせていた場合、得点は認められず、競技者は反スポーツ的行為で警告されなければならない。プレーは(中略)ドロップボールで再開されなければならない。(中略)</p>	<p>ボールがゴールに入ったとき攻撃側競技者がゴールポスト間のゴール内で動かずにいた場合、得点は認められなければならない。ただし、<u>その競技者がオフサイドの反則または第12条の反則を犯していた場合</u>、間接または直接フリーキックでプレーは再開される。</p>

説明

更新されたオフサイドについての文章表現（“惑わせて”を削除）と一致させ、ボールがインプレー中のフィールド外の反則もフリーキックで罰せられるようにした。

第12条 ファウルと不正行為

12.1 ボールがインプレーでないときの違反

追加の文章

ボールがインプレー時に反則や違反があった場合にのみ、直接、間接フリーキックまたはペナルティーキックを与えることができる。

説明

不正行為をフリーキックまたはペナルティーキックで罰するには、ボールがインプレー中でなければならぬことを明確に記述した。（以前は解釈とガイドラインのセクションに記載されていた）

12.2 直接フリーキック – “挑むこと”の追加

これまでの文章

競技者が次の7項目の反則のいずれかを不用意に、無謀にまたは過剰な力で犯したと主審が判断した場合、直接フリーキックが相手チームに与えられる。

- 相手競技者にタックルする。

新しい文章

競技者が次の反則のいずれかを不用意に、無謀に、または、過剰な力で犯したと主審が判断した場合、直接フリーキックが与えられる：

- タックルする、または、挑む。

説明

“タックル”は足によって行われるものと解釈されるが、相手に挑むことは身体の他の部分（例えば、膝）によって行われることもあり、これまでの条文ではそのような行為を網羅できていなかった。

12.3 直接フリーキックの対象となる接触

追加の文章

身体的接触を伴う反則が起きたときは、直接フリーキックまたはペナルティーキックで罰せられる。

説明

身体的接触を伴う反則があったときは、直接フリーキックを与えなければならないことを明確にした。

12.4 無謀な – 定義から“まったく”を削除

これまでの文章	新しい文章
“無謀な”とは、競技者が、相手競技者が危険にさらされていることをまったく無視して、または結果的に危険となるプレーを行うことである（中略）警告されなければならない。	無謀とは、相手競技者が危険にさらされていることを無視して、または、結果的に危険となるプレーを行うことであり、このようにプレーする競技者は、警告されなければならない。

説明

“まったく”の意味に関して法的に懸念されたことがあった。

12.5 著しく不正なプレー – 定義から“はるかに”を削除

これまでの文章	新しい文章
“過剰な力で”とは、競技者がはるかに必要以上の力を用いて相手競技者を負傷の危険にさらすことである（中略）退場が命じられなければならない。	過剰な力とは、競技者が必要以上の力を用いて相手競技者の安全を危険にさらすことであり、このようにプレーする競技者には退場が命じられなければならない。

説明

“はるかに”の意味に関して法的に懸念されたことがあった。

日本協会の解説

これまで“serious foul play”を“著しく不正なファウルプレー”と訳していたが、より適当な日本語訳とするため、これを“著しく不正なプレー”と訳すこととした。

12.6 直接フリーキック – “接触で相手競技者を妨げる”を追加**追加の文章**

競技者が次の反則のいずれかを犯した場合、直接フリーキックが与えられる：

- 身体的接触によって相手競技者を妨げる。

説明

身体的接触により相手競技者を妨げる行為は、直接フリーキックとなることを確認した。

12.7 身体的接触を伴わない妨害は間接フリーキックとなる

これまでの文章	新しい文章
競技者が相手競技者の進行を妨げた（中略）場合も、間接フリーキックが相手チームに与えられる。	競技者が次のことを行った場合、間接フリーキックが与えられる：（中略） <ul style="list-style-type: none"> • <u>身体的接触を伴わずに</u>、相手競技者の進行を妨げる。

説明

身体的接触を伴わずに相手競技者を妨げる行為は、間接フリーキックの対象となることを確認した。

12.8 試合前のフィールド点検以後に発生する懲戒処置をとる権限 (5.4を参照)

これまでの文章

主審は、フィールドに入ったときから試合終了の笛を吹いたのちフィールドを離れるまで、懲戒の罰則を行使する権限をもつ。

新しい文章

主審は、試合前の点検のためにフィールドに入ったときから試合 (ペナルティーマークからのキックを含む)の終了後にフィールドを離れるまで、懲戒処置をとる権限を持つ。

試合開始のためフィールドに入る前に競技者が退場となる反則を犯した場合、主審は、その競技者を試合に参加させない権限を持つ (第3条6項を参照)。主審は、その他の不正行為を報告する。

説明

第5条で概要を説明したのと同じ変更である (5.4を参照)。

12.9 レッドカードとなる反則が起きたときのアドバンテージの適用、その後関わった競技者の扱いについて

追加の文章

明らかな得点の機会を除き、著しく不正なプレー、乱暴な行為、または2つ目の警告となる反則を含む状況では、アドバンテージを適用すべきでない。主審は、次にボールがアウトオブプレーになったとき競技者に退場を命じなければならないが、その競技者がボールをプレーする、または相手競技者に挑んだり妨害した場合、主審はプレーを停止し、その競技者を退場させ、間接フリーキックでプレーを再開する。

説明

レッドカードとなる反則があったとしても、まれに主審がアドバンテージを適用することがある（目前に得点の機会がある場合のみ）。しかし、レッドカードの対象となる競技者がその後のプレーに関わり、その競技者が得点する、得点に関わる、または相手の得点を止めることは“公平・公正なプレー（フェアプレー）”に反するため、試合を停止しなければならないことを明確にした。

12.10 ボールを手または腕で扱う反則への警告

これまでの文章

競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は様々である。例えば、

- 相手の大きなチャンスとなる攻撃のじゃまをする、または阻止するという戦術的な目的でファウルを犯す。
- 相手競技者をボールから遠ざける、またはボールに向かうのを妨げるという戦術的な目的で相手競技者を押さえる。
- ボールを手または腕で扱って、相手競技者がボールを保持することを妨げる、また攻撃の展開を防ぐ。
- ボールを手または腕で扱って得点をしようと試みる（その試みが成功しようとしまいと）。

新しい文章

競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は様々である。例えば：

- 相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害、または阻止するためにファウルを犯す、あるいは、ボールを手または腕で扱う。
- （その試みが成功しようとしまいと）ボールを手または腕で扱って得点をしようと試みる、あるいは、得点を阻止しようと試みて失敗する。

説明

- ボールを手または腕で扱う行為すべてをイエローカードで罰する主審もいるため、“相手競技者がボールを保持することを妨げる”をイエローカードの対象となる反則から削除した。
- ボールを手または腕で扱う行為は、それにより相手の大きなチャンスとなる攻撃を妨害した、または阻止した場合にイエローカードの対象となる反則に含まれる（攻撃を妨害や阻止することになる他の反則と同様）。
- ボールを手または腕で扱って得点を阻止しようと試みて失敗した競技者には、イエローカードが示されるべきであることを明確にした。

12.11 ペナルティーエリア内における決定的な得点の機会の阻止

追加の文章

競技者が、意図的にボールを手や腕で扱う反則により、相手チームの得点、または、決定的な得点の機会を阻止した場合、反則が起きた場所に関わらず、その競技者は退場を命じられる。

競技者が自分のペナルティーエリア内で相手競技者に対して反則を犯し、相手競技者の決定的な得点の機会を阻止し、主審がペナルティーキックを与えた場合、反則を犯した競技者は、次の場合を除き警告される：

- 相手競技者を押さえる、引っぱる、または押す反則の場合。あるいは、
- 反則を犯した競技者がボールをプレーしようとしていない、または、その競技者がボールに挑む可能性がない。あるいは、
- 反則がフィールド上のどこであってもレッドカードで罰せられるものであるとき（例えば、著しく不正なプレー、乱暴な行為など）。

上記の状況すべてにおいて、その競技者は退場となる。

説明

ペナルティーエリア内で守備側競技者が決定的な得点の機会を阻止する反則を犯したときは、ペナルティーキックによって実質的に得点の機会を与えられるため、その競技者への罰則は、ペナルティーエリア外で反則を犯したときよりも軽減される（イエローカード）べきである。しかしながら、ボールを手または腕で扱う反則、あるいは（文章表現にあるとおり）明らかにボールをプレーする、または、挑むことを試みてはいない場合、その競技者は退場を命じられる。

12.12 著しく不正なプレー – “挑むこと” を含める

これまでの文章

相手競技者の安全を脅かすタックルは、著しく不正なプレーを犯したことで罰せられなければならない。

新しい文章

相手競技者の安全を脅かすタックルまたは挑むこと、また過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、著しく不正なプレーを犯したことで罰せられなければならない。

説明

12.2と同じ変更 – “挑むこと” は腕、肘などを使った反則を含む。

12.13 乱暴な行為 – 接触がない場合

これまでの文章	新しい文章
<p>競技者がボールに挑んでいないとき、相手競技者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、また、味方競技者、観客、審判員あるいはその他の者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、乱暴な行為を犯したことになる。</p>	<p>乱暴な行為とは、<u>身体的接触のあるなしにかかわらず</u>、競技者がボールに挑んでいないときに相手競技者に対して、あるいは、味方競技者、チーム役員、審判員、観客またはその他の者に対して過剰な力を用いたり粗暴な行為を行う、<u>または、行おうとすることである。</u></p>

説明

乱暴な行為を行おうとすることは、仮に身体的接触がなかったとしてもレッドカードで罰せられることを明確にした。

12.14 乱暴な行為 – 頭や顔に接触する**追加の文章**

加えて、競技者がボールに挑んでいないとき、意図的に相手競技者やその他の者に対して頭や顔を手や腕で打つ場合、その力が微小なものでない限り、乱暴な行為を犯したことになる。

説明

(ボールに挑んでいないときに) 意図的に相手競技者の頭や顔をたたいたり打った競技者は、(その力が軽微でない限り) 退場を命じられるべきであることを明確にした。

日本協会の解説(補足説明)

交代要員または交代して退いた競技者が警告となる反則が4項目となった。これまで“主審の承認を得ずフィールドに入る、または復帰する”ことは反スポーツ的行為として警告されていたが、今回の改正により新たに警告される項目となった。

12.15 交代要員、チーム役員、審判員などに対する反則

これまでの文章	新しい文章
<p>ボールがインプレーで、競技者がフィールド内で反則を犯した場合、</p> <ul style="list-style-type: none">相手競技者に対しての反則の場合は、反則が起きた場所からの直接フリーキックまたは（反則を行った競技者自身のペナルティーエリア内であれば）ペナルティーキックでプレーは再開される（第13条フリーキックの位置を参照）。味方競技者に対しての反則の場合は、反則が起きた場所からの間接フリーキックでプレーは再開される（第13条フリーキックの位置を参照）。交代要員または交代して退いた競技者に対しての反則の場合は、プレーを停止したときにボールがあった位置からの間接フリーキックでプレーは再開される（第13条フリーキックの位置を参照）。主審または副審に対しての反則の場合は、反則が起きた場所からの間接フリーキックで、プレーは再開される（第13条フリーキックの位置を参照）。その他の者に対しての反則の場合は、プレーを停止したときにボールがあった位置で、ドロップボールにより、プレーは再開される。ただし、ゴールエリア内でプレーが停止された場合は、ドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行う。	<p>ボールがインプレー中、競技者がフィールド内で反則を犯した場合、次によりプレーは再開される：</p> <ul style="list-style-type: none">相手競技者に対する反則の場合 - 間接フリーキック、直接フリーキック、またはペナルティーキック味方競技者、交代要員、交代して退いた競技者、チーム役員、または審判員に対する反則の場合 - 直接フリーキックまたはペナルティーキックその他の者に対しての反則 - ドロップボール

説明

相手競技者以外の人に対する反則への罰則は、その行為の重大さを反映する（例：審判員に対する反則への罰則が間接フリーキックのみだと、サッカーから発するメッセージが弱く貧弱なものになってしまう）。

12.16 フィールド外におけるファウル（13.3 + 14.1 を参照）**これまでの文章**

ボールがインプレーで、フィールドの外で反則が起きた場合（中略）

- 競技者が反則を犯すためにフィールドから出た場合は、プレーが停止されたときにボールがあった位置からの間接フリーキックでプレーは再開される（第13条—フリーキックの位置を参照）。

新しい文章

ボールがインプレー中、競技者がフィールド外で反則を犯した場合（中略）

しかしながら、競技者がプレーの一環としてフィールドを離れ、他の競技者に対して反則を犯した場合、反則が起きたところから最も近い境界線上から行うフリーキックでプレーは再開される。その直接フリーキックの対象となる反則が起きたとき、フリーキックの位置が、反則を犯した競技者自身のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。

説明

2人の競技者が通常の行動の一環としてフィールドを離れ、一方が他方に対してフィールドの外でファウルを犯した場合、フリーキックを与えるべきだと考えられるため、規則を変更した。もし主審がレッドカードやイエローカードを示し、ドロップボール（または間接フリーキック）でプレーを再開したら、誰からも理解は得られないだろう。フリーキックはファウルが起きた場所から最も近いタッチライン／ゴールライン上で与えられる。これが反則を犯した競技者自身のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。

第13条 フリーキック**13.1 相手チームに与えられるフリーキック****これまでの文章**

フリーキックは、直接と間接のいずれかである。

新しい文章

直接および間接フリーキックは、競技者が反則や違反を犯したときに相手チームに与えられる。

説明

条文の冒頭で、フリーキックは相手チームに与えられると規定することにより、以降“相手チームに”という表現の多用を省いた。

13.2 フリーキックの位置

追加の文章

すべてのフリーキックは、違反の起きた場所から行う。ただし、次の場合を除く：

説明

この条文の冒頭に明記することで、他の多くの条文内でフリーキックの位置について特定する記述を省いた。

13.3 フィールド外でのファウル

これまでの文章

競技者が主審の承認なくフィールドに入る、復帰する、または離れたことによる反則に対して与えられるフリーキックは、プレーが停止したときにボールがあった位置から行われる。

新しい文章

競技者が主審の承認なくフィールドに入る、復帰する、または離れたことによる反則に対して与えられるフリーキックは、プレーが停止したときにボールがあった位置から行われる。しかしながら、競技者がプレーの一環としてフィールドを離れ、他の競技者に対して反則を犯した場合、反則が起きたところから最も近い境界線上から行うフリーキックでプレーは再開される。その直接フリーキックの対象となる反則が起こったとき、フリーキックの位置が、反則を犯した競技者自身のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる。

説明

12.16および14.1で説明されている変更点と一致させた。

13.4 ボールは明らかに動かしてインプレーにしなければならない。

これまでの文章	新しい文章
ボールは、けられて移動したときインプレーとなる。	ボールは：(中略) • <u>けられて明らかに動いたとき</u> インプレーとなる(中略)

説明

キックオフ(8.3)、ペナルティーキック(14.2)、コーナーキック(17.2)の変更と一致させた。

13.5 フリーキックを止める/インターセプトする

これまでの文章	新しい文章
競技者がフリーキックを素早く行おうとしたところ、ボールの近くにいた相手競技者が意図的にキックを妨害した場合、主審はプレーの再開を遅らせたことでその相手競技者を警告しなければならない。競技者がフリーキックを素早く行って、ボールから9.15m(10ヤード)離れていない相手競技者がボールをインターセプトした場合、主審はプレーを続けさせなければならない。	競技者がフリーキックをすばやく行って、ボールから9.15m(10ヤード)離れていない相手競技者がボールをインターセプトした場合、主審はプレーを続けさせる。しかしながら、 <u>相手競技者が意図的にキックを妨害した場合</u> 、その競技者はプレーの再開を遅らせたことで警告されなければならない。

説明

フリーキックをけるのを“妨害する”のと、すばやいフリーキックがけられた後に“インターセプトする”の違いをより明確に区別した。

第14条 ペナルティーキック**14.1** フィールド外のファウルに対するペナルティーキック(12.16と13.3を参照)

これまでの文章	新しい文章
直接フリーキックを与える10項目の反則のひとつを、自分のペナルティーエリアの中で犯したとき、相手チームにペナルティーキックが与えられる。	競技者がペナルティーエリアの中で、または、 <u>第12条および第13条に規定されるプレーの一環としてフィールド外に出て</u> 、直接フリーキックとなる反則を犯したときは、ペナルティーキックが与えられる。

説明

ボールがインプレー中にフィールド外で守備側競技者が反則を犯し、反則を犯した場所に最も近い地点が自分のペナルティーエリアの境界線上であれば、ペナルティーキックが与えられる、という第12条および第13条の変更を繰り返した。

14.2 ボールは静止され、動かされる

これまでの文章

ボールは、

- ペナルティーマーク上に置かなければならない。
- ボールは、けられて移動したときインプレーとなる。

新しい文章

ボールは、ペナルティーマーク上で静止していなければならない。(中略)
ボールはけられて明らかに動いたときインプレーとなる。

説明

その他の変更と一致させた。

14.3 ペナルティーキックが完了するとき(10.2.6を参照)

追加の文章

ペナルティーキックは、ボールの動きが止まったとき、アウトオブプレーになったとき、または、競技規則の違反があって主審がプレーを停止したときに完了する。

説明

ペナルティーキックがいつ完了するのかを明確にした。

14.4 必ず間接フリーキックで罰せられる反則

これまでの文章

主審がペナルティーキックを行う合図をして、ボールがインプレーになる前に、次の状況のひとつが起きた場合、ペナルティーキックを行う競技者が競技規則に違反する。

新しい文章

主審がペナルティーキックを行う合図をしたらならば、キックは行わなければならない。
ボールがインプレーになる前に、次のいずれかが起きた場合：
キックを行う競技者またはその味方競技者が競技規則に違反し：

- 主審は、そのままキックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、キックが再び行われる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、試合は、違反の起きた場所から行われる守備側チームの間接フリーキックで再開される。

ゴールキーパーが競技規則に違反する。

- 主審は、そのままキックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、得点が認められる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、キックが再び行われる。

キックを行う競技者の味方競技者が競技規則に違反する。

- 主審は、そのままキックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、キックが再び行われる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、試合は、違反の起きた場所から行われる守備側チームの間接フリーキックで再開される。

ゴールキーパーの味方競技者が競技規則に違反する。

- 主審は、そのままキックを行わせる。
- ボールがゴールに入った場合、得点が認められる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、キックが再び行われる。

- ボールがゴールに入った場合、キックは再び行われる。
- ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、間接フリーキックで再開する。

ただし、ボールがゴールに入ったかどうかにかかわらず、次の場合、プレーは停止され、間接フリーキックで再開される：

- ペナルティーキックが後方にけられる。
- 特定されたキッカーの味方競技者がキックを行う。主審は、キックを行った競技者を警告する。
- 競技者が一度助走を完了した後、ボールをけるためにフェイントをする（助走中のフェイントは認められる）。主審は、そのキッカーを警告する。

説明

他に規定するところのやり直し、得点、間接フリーキックに対する基本的な考え方が、これらの状況には当てはまらないことを強調した。特に、特定された競技者以外の競技者がキックをする、また、“不正な” フェイントは、“意図的な” 反スポーツ的行為となる。

14.5 ゴールキーパーの反則

追加の文章

ボールがゴールに入らなかった場合、キックが再び行われる。ゴールキーパーが違反を犯した場合は警告される。

説明

競技規則が改正され“不正なフェイント”をするペナルティーキックのキッカーをより厳しく対処することとした。これに整合性をとるため、相手が（キックを失敗し）キックを再び行うこととなるような競技規則の違反を行ったゴールキーパーも警告とすることとした。これにより、本条にかかるゴールキーパーの違反がないようにしていく。

14.6 同時に複数の反則が起きた場合

これまでの文章	新しい文章
守備側、攻撃側両チームの競技者が競技規則に違反した場合、キックが再び行われる。	両チームの競技者が競技規則に違反した場合、キックが再び行われる。 <u>ただし、競技者がより重大な反則（例えば、不正なフェイント）を犯した場合を除く。</u>

説明

より重大な反則を罰するとして第5条の変更を繰り返した（5.3を参照）。

第15条 スローイン

15.1 ボールは両手で投げる

これまでの文章	新しい文章
<p>ボールを投げ入れるとき、スローワーは、</p> <ul style="list-style-type: none"> • フィールドに面する。 • 両足ともその一部をタッチライン上またはタッチラインの外のグラウンドにつける。 • 両手でボールを持つ。 • 頭の後方から頭上を通してボールを投げる。 • ボールがフィールドから出た地点から投げる。 	<p>ボールを入れるとき、スローワーは：</p> <ul style="list-style-type: none"> • フィールドに面し、 • 両足ともその一部をタッチライン上またはタッチラインの外のグラウンドにつけ、 • ボールがフィールドから出た地点から、頭の後方から頭上を通して両手を用いてボールを投げなければならない。

説明

- 単に“(フィールドに) 入れる (deliver)”より、“投げる”という言葉を用いたほうが理にかなっている。
- これまでの文章における・3と・4をひとつの項目とすることにより、“片手で投げるファウルスロー（ボールを一方の手で投げ、もう一方はボールに添えるだけ）”は認められないことを強調した。

15.2 2m (2yds) 以内への侵入

これまでの文章	新しい文章
<p>相手競技者がスローワーを不正に惑わせたり妨げたりした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> • その競技者は、反スポーツ的行為で警告される。 	<p>スローワーを不正に惑わせたり妨げたりする相手競技者は（スローインが行われる地点から2m (2ヤード) 以内に近寄ることを含む）、反スポーツ的行為で警告される。スローインがすでに行われた場合は間接フリーキックが与えられる。</p>

説明

規定の2m (2ヤード) の距離を遵守しないことは、不正に惑わせたり妨げたりする行為であるとみなされ、スローインがすでに行われた場合は間接フリーキックで再開することを明確にした。

第16条 ゴールキック

16.1 キックされたボールが自分のゴールに直接入った場合はコーナーキック

追加の文章

- 相手チームのゴールに対する限り、ゴールキックから直接得点することができる。ボールがペナルティーエリアから出て、キッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックを与える。

説明

競技者がゴールキックから（例えば、強風のため）直接“オウンゴール”した場合の正しい再開の方法を明確にした。

16.2 ボールは静止していなければならない

新しい文章

- ボールは静止していなければならない、ゴールエリア内の任意の地点から守備側チームの競技者によってけられる。

説明

この文言は“これまでの文章”にはなかった。ボールは静止していなければならないことを明確にした。

16.3 ペナルティーエリア内に相手競技者がいた場合

追加の文章

ゴールキックが行われるときペナルティーエリア内にいた相手競技者が、ボールが他の競技者に触られる前にボールに触れる、または、挑んだ場合、ゴールキックは再び行われる。

説明

ゴールキックをしたときペナルティーエリア内にいた相手競技者は、他の競技者がボールに触れるまで、ボールに触れたり挑んだりすることはできないのを明確にした。その競技者が競技規則に定められたとおりにペナルティーエリアを出なかったことでアドバンテージを得ることがないようにした。

第17条 コーナーキック

17.1 キックされたボールが直接自分のゴールに入った場合はコーナーキック

追加の文章

相手チームのゴールに限り、コーナーキックから直接得点をすることができる。ボールがキッカーのゴールに直接入った場合、相手競技者にコーナーキックが与えられる。

説明

競技者がコーナーキックから直接“オウンゴール”した場合の正しい再開の方法を明確にした。

17.2 ボールは静止した状態にし、インプレーにするためにボールを明らかに動かさなければならない

新しい文章

- ボールは、ゴールラインを越えた地点にもっとも近い方のコーナーエリアの中に置かなければならない。
- ボールは静止していなければならない、攻撃側チームの競技者によってけられる。
- ボールは、けられて明らかに動いたときインプレーとなる。(中略)

説明

- “アーク”をエリアに変更した。
- ボールはけられるとき、静止した状態でなければならないことを明確にした。
- 他の競技規則改正部分を反映するのみならず、コーナーキックについては、競技者がボールに少し触れることで、反スポーツ的にあたかもキックが行われていないように見せかけるプレーをやらせないことが特に重要になる。